○農林水産省告示第千三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市山城町相川字トギ二九八の二、二九九、三〇〇、三〇九の二、山城町佐連字上浦九〇九の一から九〇九の三まで、九一三、九一四、山城町国政字木別当三〇二の三、山城町重実字芦谷一五二の一、一五二の四、一五二の一一、一五二の二〇、字穴ノ尾一五九の四、一五九の五、一五九の七から一五九の一二まで、字梶ノサコ五八の四、五八の五、山城町白川字日浦込四七〇の一、四七〇の四から四七〇の六まで、山城町光兼字西込四六八の一から四六八の三まで、山城町末貞字川口七六九の二、字下切七四九の三、七五四の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市山城町政友字宮地五六二の二、五六三、五六四、山城町仏子字広沢一〇九八の二、字フナ木八〇六、八〇七、字宮内八三六、八六五、八六六の二、字柿ノ岡八七二、八七三、山城町下川字市山八四〇の一、八四一の三、字木積七一の一、七三の三、七四の二、七五、七六の六、七六の七、字中三〇一、三〇七、字ナガミ一二の一三・一二の一六から一二の一八まで（以上四筆国有林）、一一、一二の一（次の図に示す部分に限る。）、一二の三、一二の四、一二の一四、一二の一五、一五の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市山城町岩戸字都谷一四一一の一・一四一一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四一三、一四一五、一四一七、一四一八、一四八三の一、一四八三の二、山城町白川字石休場一〇〇三、山城町下名字川成七五四の七（国有林）、七五三の一、七五四の一、七五四の二、七五四の五、七五四の六、七五五の一、字柴折三七一の五・三七一の一三・三七一の一四・三七一の一六（以上四筆国有林）、三六〇の二、三六〇の三、三六三の三、三七一の二、字立石九一二から九一五まで、九一七、九一八の一、九一九、九二〇、字山子ノ東三〇四の八、字ツヱ谷三一三の九・三一三の一一・三一三の一五・三一三の一六・三一三の一八・三一三の一九（以上六筆国有林）、三一二の二、三一三の一、三一三の四、三一三の一七、三一四の一、三一四の三、三一四の五、三一四の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市山城町上名字アカノ一五八四の一、一五八四の三の七、一五八六の五、一五八七、一五八九の二、字イタヤ二〇八九、字キシゴヤシ二〇九〇、二〇九一の一から二〇九一の三まで、字北ノ岡一五五八の二・一五五八の一二から一五五八の一四まで・一五六〇の一四・一五六〇の一五（以上六筆国有林）、一五五八の一、一五六〇の一、字グロノサコ一八五八の三、一八五八の四、一八五九の二、一八五九の三、字田代田一六三八、一六四〇から一六四二まで、字ノバタイ一五九五の二、一五九七の二、字バンヤ一八九九の二、一八九九の四、一八九九の五、一九〇一の二、一九〇一の四、一九〇二の一、一九〇二の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬郡つるぎ町半田字白石一八二一の一、一八二一の三

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市東祖谷樫尾二三八、二四三、二四七の一、五二六の二、五二七の二、五二七の三、五二九の二から五二九の四まで、五三六の一から五三六の三まで、五四一の四、五四二の二、五四二の三、五四二の六、五四三の一、五四三の二、五四四の一、五四四の三、五四五の一、五四五の三、五四六の二、五四六の三、五四七の二、五四七の四、東祖谷京上二八九の二、二九四の二、二九八の一から二九八の六まで、三四四の一、三四四の二、東祖谷古味七六の一、七六の五から七六の一一まで、七六の一三から七六の一五まで、七七、七九、八〇、八二、八三、東祖谷西山五三六の二、六一七の二